

令和五年

五條市議会第一回三月定例会議録（第一号）

令和五年三月一日（水曜日）

議事日程（第一号）

令和五年三月一日 午後一時三十分開議

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市政の報告と提出議案の説明

第四 監査報告

第五 議第四号 五條市個人情報保護条例の一部改正について

第六 発議第一号 五條市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（九名）

六番 五番 二番

窪吉谷

田

佳勝

秀正啓

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 副市長  
教育長  
代表監査委員  
理事  
技監  
市長公室長  
総務部長  
危機管理監  
すこやか市民部長  
あんしん福祉部長  
産業環境部長

十二番 十一番 九番 八番 七番

久 谷 田 中 櫻 平 善 南 竹 堀 人 太

大 藤 吉 山 福 岩

保 口 中 本 本 己 本 田 内 見 田

谷 富 田 口 塚 本

雅 久 久 賢 茂 富 隆 則 和 伸 達 好  
彦 美 美 二 樹 長 典 行 彦 起 哉 紀

龍 美 雅 耕  
惠  
雄 子 範 司 実 孝

事務局職員出席者

都市整備部長	西吉野支所長	大塔支所長	水道局長	会計管理者	総務部次長・財政課長事務取扱	戸 榮 東 吉 岡 名 石	柳 神 辰 小 西	瀬 農 已 田 峯	五 典 大 光 久	美 子 輔 章 美	哲 子 司 秀 長 浩 人	淳 純 佳 民 雅 茂
教育部長												

午後一時三十分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、令和五年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、令和五年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参考を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会には、令和五年度各会計予算をはじめ多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励を頂きますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を演壇から正面向つて左側に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

なお演壇で発言、また質問席で質問をされる場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいて結構です。

この際、閉会中の議員の辞職許可について、御報告申し上げます。

令和五年二月二十二日、斎藤有紀議員から一身上の都合により同日をもつて議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第一百二十六条ただし書きの規定により、同日、これを許可しました。

これにより、現在の議員数は九人であります。

○議長（吉田雅範） ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 本日、ここに令和五年五條市議会第一回三月定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は市政の発展と市民福祉向上のため精力的に御活躍を頂いておりますことに、衷心より感謝と敬意を表するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから三年が経ち、政府は感染症法上の位置付けを五月八日に今の一類相当から季節性インフルエンザと同じ五類に移行することに先立ち、三月十三日以降はマスクの着用を個人の判断に委ねることといたしました。

感染の急速な拡大は収まりつつありますが、感染防止対策は重要であり、三密を避け、手指消毒の励行やマスクの着用は新型コロナウイル

ス感染症だけでなくインフルエンザの感染防止にも効果的であると考えます。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることはできませんが、当分の間、庁舎内におきましても感染予防に努めてまいります。

本定例会におきましては、令和五年度各会計予算案をはじめ条例の制定及び改正案など、重要案件を提出いたしております。議員各位にはよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましても時節柄体調管理に御留意頂きますようお願い申し上げ、開会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（西峯久美）命により、私から御報告を申し上げます。

まずは、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、一月二十五日に大阪市において開催の近畿市議会議長会令和四年度第三回理事会に、本市議會議長が出席予定でございましたが、強い寒気による交通障害が予想されるとして、急遽書面による開催となり、二月八日に会議結果の報告がありましたので、その概要を御報告いたします。

令和四年十月十四日以降の会務状況及び令和五・六年度の全国市議会議長会会長に神戸市議會議長を推薦すること及び会長提出議案として第八十八回定期総会に提出予定である旨の報告があり、令和五年度近畿市議会議長会会計予算案が承認され、次期役員割当て及び定期総会等の会議日程が確認されました。

次に、「全国市議会議長会」でございます。

去る、二月九日に東京都千代田区におきまして、第二百三十九回理事会、第百十四回評議員会合同会議が開催されました。

会長の横浜市会議長の挨拶に続き、柘植総務副大臣、岡田デジタル田園都市国家構想担当大臣・地方創生担当大臣から来賓挨拶がありました。

会議に先立ち、内藤総務審議官から「地方行財政の課題」をテーマに講演があり、会議では、一般事務報告及び令和五年度各会計予算案を

はじめ五件の協議、その他の報告等があり、全て原案どおり可決・承認等され、会議は閉会いたしました。

次に、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、二月十六日に奈良市におきまして、令和四年度第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

会長の香芝市議会議長の挨拶に続き、第三回議長会以降に就任の本市議会吉田雅範議長と藤富美恵子副議長が紹介されました。

会議では諸報告に続き、令和五年度奈良県市議会議長会会計予算案等四件の協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

最後に、第八十八回近畿市議会議長会定期総会の日程案や申合せ事項について説明があり、会議は閉会いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から一般会計、特別会計、各基金及び歳入歳出外現金、水道事業会計並びに下水道事業会計の十一月分から十二月分までの例月現金出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧頂きたいと存じます。

以上を御報告申し上げまして、諸般の報告といたします。

○議長（吉田雅範）以上で諸般の報告が終わりました。

○議長（吉田雅範）この際、御報告申し上げます。

先の令和四年第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第百六十七条第一項ただし書きの規定により、議員の派遣を決定いたしておりましたが、詳細につきましては、お手元に配布いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管しておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（吉田雅範）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

八番	福	塚	実	議員
九番	山	口	耕	司
十番	藤	富	美	惠子
				議員

以上、三名の方にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月二十二日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から二十七日までの二十七日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十七日までの二十七日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは、昨年十二月から今日までの市政の概要について御報告申し上げ、議会をはじめ市民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年の十二月定例会閉会後、私は今年四月二十三日に執行される五條市長選挙には出馬しないことを発表させていただきました。

三期十二年間にわたり、市民をはじめ各種団体、市職員など多くの皆さんのお力を借りしながら、市長として五條市政のかじ取りをさせていただきました。関係各位には、改めて厚くお礼申し上げます。

本定例会が、私にとって最後の定例会となります。

任期満了まで約二か月となりましたが、精一杯職務に精励してまいりますので、最後まで市政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ

ます。

それでは、市政の報告に入らせていただきます。

始めに、連携協力に関する協定の締結についてであります。

活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展、そして市民サービスの一層の向上を目指し、昨年十二月二十日、第一生命保険株式会社と連携と協力に関する包括協定を締結しました。

健康増進のほか、女性の活躍推進、スポーツ振興など十項目について連携して取り組み、市民生活の質の向上と地域社会の活性化を推進してまいります。

また、昨年十二月二十七日に、五條市、イオンリテール株式会社、奈良交通株式会社、株式会社南都銀行の四者で、五條市のまちづくりに関する基本合意書を締結しました。

イオン五條店周辺を含む市の中心市街地の活性化や、にぎわいづくりを目的とするもので、それぞれの人材や知識、情報などを有効活用しつつ、広く市民の皆様の声も聞きながら持続可能で活力あふれる未来のまちづくりを考えてまいります。

次に、窓口サービスの利便性向上についてであります。

地番図や航空写真の閲覧、印刷までを全てセルフで行うことができる公開型G I S 窓口課金印刷システムや土地台帳及び家屋台帳を電子情報化した土地・家屋台帳ファイリングシステムが一月四日から稼働を開始しています。

これにより、窓口での待ち時間の短縮、混雑が緩和されるとともに、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策にもつながるものと考えております。

また、後期高齢者医療保険料が、二月一日からコンビニエンスストアでの納付が可能となりました。

さらに、住民票等の発行についても、一月四日から令和六年三月三十一日までの間、マイナンバーカードを活用してコンビニエンスストア等のマルチコピー機で申請頂いた際の手数料が、ほぼ半額となっています。

このほか、マイナンバーカードを利用した新たなサービスとして、マイナポータルから転出手続きができるようになり、転入市区町村への来庁予約が可能となるなど、「引越しワンストップサービス」を二月六日から開始しました。

引き続き、マイナンバーカードの普及と市民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

次に、消防・防災についてであります。

消防団員の士気向上と消防力を示す新春恒例の消防出初式を、一月七日に上野公園シダーアリーナにて挙行いたしました。

参加団員を制限しての開催となりましたが、優良消防団員の表彰や感謝状の贈呈、参加者による観覧が行われた後、消防車両による一斉放水が三年ぶりに行われました。

また、災害時に避難所での生活環境を向上させる段ボールベッドの供給に関する協定を、株式会社高木包装と締結しました。

締結式では、柿を出荷する際に使用するコンテナを用いたハイブリッド型段ボールベッドも展示されました。

今後も南海トラフ地震など災害への備えを怠ることなく、防災力の向上に努めてまいります。

次に、出産・子育て支援事業についてであります。

一月三十日の第一回臨時会で御議決頂きました、妊娠時と出産時にそれぞれ五万円を給付する出産・子育て応援給付金につきまして、三月初旬から受付を開始できるよう、現在、要綱整備等の準備を進めております。

この経済的支援と一体的に、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐよう、実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る生活支援事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対し、一世帯当たり五万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を、二月九日時点で三千七百五十一世帯に給付しました。

また、令和四年度中に出生した乳児がいる世帯に対して、物価高騰でミルク代や紙おむつ代等の値上げによる経済的負担の軽減を図るため、一人当たり五万円を給付する五條市出産支援臨時特別給付金を、二月末時点で六十七人に給付したところです。

次に、高齢福祉についてであります。

三年ごとに見直しを行う「五條市老人保健福祉計画」と「五條市介護保険事業計画」を策定するため、無作為抽出した六十五歳以上の二千人の方を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施するとともに、市内介護事業者を対象とした介護サービス事業所アンケートを実施しました。

これらの結果等を基に、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を目指した、五條市版地域包括ケアシステムの充実を図つ

てまいります。

次に、民生・児童委員の委嘱についてであります。

それぞれの地域で常に住民の立場になつて相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める民生委員と、地域の子供たちが安心して暮らせるよう、子供たちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援を行う児童委員について、合わせて百二十三人の方々に対して委嘱式を執り行いました。

今後、任期の三年間、行政や関係機関と連携を図りながら、本市の福祉行政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。  
次に、道路整備についてであります。

去る、二月十一日に一般県道平原五條線小島工区の開通式が奈良県主催で挙行され、地元市長として出席しました。  
この道路の開通により、国道一六八号が通行止めとなつた際の迂回路や、本陣交差点の交通渋滞の緩和、野原東・西吉野地区からの救急搬送時間の短縮など様々な面で市民生活の利便性が向上することが期待されます。

平成十六年度に事業着手以来、十八年間をかけ整備頂いた奈良県をはじめ地元自治会・住民や関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げます。  
次に、生涯学習の推進についてであります。

民法改正に伴い、昨年四月から成人年齢が二十歳から十八歳に引き下げられたことを踏まえ、これまでの成人式について名称を改め、新たに「二十歳の集い」として、一月八日に上野公園シダーアリーナにて開催しました。

参加対象者は、これまでどおり二十歳の方を対象としており、本年は、対象者二百六十七人のうち、二百十九人の方に参加頂きました。当団は、子供たちの躍動感あふれるダンスパフォーマンスや中学校時代の恩師によるお祝いの言葉を頂きました。

また、参加者を代表して三人の方に、将来の目標、家族や地域の方への感謝など、「二十歳の誓い」を発表していただきました。

私からは、「不撓不屈の精神で確固たる夢を持ち、これから的人生を歩んでください。」と祝福と激励の言葉を送らせていただきました。  
最後に、県域水道一体化についてであります。

人口減少等による水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による設備更新需要の増加、職員減少による技術力の低下などが水道事業の課題となっています。

この課題に対応し、安全・安心な水道水を将来にわたり持続的に供給するため、県と関係市町村が県域水道一体化の協議を進めてきた結果、

奈良県や奈良広域水質検査センター組合を含む二十六団体が参加する基本協定を二月一日に締結しました。

引き続き、基本協定締結団体が連携し、令和七年四月の事業統合に向け、より具体的な検討協議を進めてまいります。

市政の報告は、以上であります。

続きまして、令和五年度の当初予算の概要について申し上げます。

新年度予算につきましては、四月二十三日に執行される市長選挙を踏まえ、原則、新規事業や公事業の新規箇所に係る予算などは計上しない骨格予算として編成いたしました。

しかしながら、教育・福祉等に関するもので、年度当初から実施しなければ効果が生じないものや、国・県・他団体と協力して実施する事業で、これまで協議を行ってきたものなどは、当初予算として計上いたしました。厳しい財政状況の下、引き続き安定した市政運営を行えるよう、国や県の補助金など有効な財源等を活用しながら、事業の廃止や見直しを継続的に実施いたしました。

本市の将来を見据えながら、五條市ビジョンが目指す五つのまちづくりビジョンにつながる施策、特に、「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」などについて重点的に予算の配分を行ったところであり、一般会計における予算の総額は百七十八億五千万円となつたところであります。

これまで取り組んできた学校適正化の取組が四月の北宇智小学校が五條東小学校に統合することで完了することを踏まえ、小・中学生の学力向上に向け、ソフト面での強化を図ることとし、全ての児童・生徒にAIドリルを配布し、個別最適化学習の充実を図るほか、読解力向上プロジェクトをスタートさせます。

また、そのAIドリル等を様々な場所で活用することができるよう、学童保育所のWi-Fi環境の整備を進めるとともに、市立小・中学校のトイレの洋式化など保育・教育環境の整備、充実に努めます。さらに、結婚・出産しやすい環境づくりとして、「結婚支援事業」や「不妊・不育治療」の支援の対象を拡充した上で継続実施することといたしました。

このほか、県市長会での協議を踏まえ、令和五年四月から子ども医療費助成の対象年齢を高校生世代の十八歳まで拡大いたします。

これらに加え、子供の居場所づくりとして、「子ども食堂等の開設・運営事業補助金」を拡充するほか、子育て世帯等への訪問支援や相談

体制を強化するなど、家事や養育に関する支援を充実いたします。

昨年より奈良コーポと連携協定を結び、検討してまいりました買い物支援事業を実施し、買い物だけでなく、地域住民に必要な暮らしのサポートも含めた効果的な仕組みを構築してまいります。

市立西吉野農業高等学校卒業生が、引き続き同校卒業後に本市において就農される場合には、新規就農支度金を交付し、加えて、住宅支援として桜花寮の二年間無償貸与を継続いたします。

また、本市の特産品である柿について首都圏でのPRを充実させるほか、農業の担い手育成の観点から、新規就農者への支援金も継続してまいります。

森林整備事業については、奈良県森林環境フォレスターを受け入れ、森林環境譲与税を活用した森林整備や林業振興に引き続き取り組んでまいります。

地域のにぎわいづくりとして、昨年十一月には新庁舎開庁一周年記念イベントを開催し、大盛況に終わりました。引き続き、同様の複数のイベントを連携して実施することとしています。

デジタル技術やA.I等を活用して業務の効率化を図るとともに、市民がニーズに合ったサービスをいつでも便利に利用できる五條市を目指します。その一環として、昨年に引き続き、市民の皆様にスマートフォンの利用方法やコンビニでの住民票交付方法などを学んでいただくスマホ教室を実施してまいります。これにより、マイナンバーカードの取得促進にもつなげていきます。

また、障害のある方の社会参加と就労の支援を図るため、市役所内の書類細断業務に加えて、他の業務についても市内の障害者団体に委託してまいります。

持続可能な行財政運営を進めるため、昨年に引き続き、旧庁舎跡地の活用や今後の公共施設の在り方について有識者会議を運営してまいります。

また、市民の皆様や関係者に御意見を伺いながら、イオン五條店周辺を含めた中心市街地の活性化や、にぎわい創出に向けた検討を進めています。

このほか、広域行政に資する奈良県広域消防組合や南和広域医療企業団をはじめ、やまと広域環境衛生事務組合への負担金や地域公共交通の運営に要する経費や、継続して実施している公共事業なども前年度に引き続き予算化をいたしております。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、約三十二億四千五百万円を、地方交付税につきましては、国の地方財政計画などを勘案し七十四億円を計上いたしております。

また、国庫支出金は、扶助費や市道の改良費などを見込み約十八億八千二百万円を、県支出金は、本庁舎に係る県負担金などを見込み約十三億八千百万円を計上いたしております。

市債につきましては、市道改良事業などを見込み約十一億六千六百万円を計上しておりますが、過疎対策事業債など交付税措置の伴う有利な起債のみを充当いたしております。

次に、国民健康保険特別会計予算についてであります。

県が財政運営の責任主体となり、安定的な保険財政運営に基づき、効率的な事業を推進する中、本市では、資格管理や保険給付をはじめ、保険税の賦課、徴収、さらに各種保健事業の取組などにかかる経費を計上し、国保事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算についてであります。

市営墓地の適正な管理運営など、市営墓地の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算についてであります。

五條市老人保健福祉計画及び第八期五條市介護保険事業計画に基づき、自立支援・重度化防止に向け、介護保険給付の適正化に努めるとともに、介護給付事業や地域支援事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算についてであります。

医師等、医療従事者の確保はじめ施設の維持管理を継続して行うとともに、必要な医療を市民の皆さんに提供するなど、へき地医療の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

西吉野町滝地区の水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質保全を目的とした集落排水事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費をはじめ、市の事務である保険料の徴収や療養費の請求などに係る事務費及び健康診査に係る経費等を計上するなど、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計予算についてであります。

老朽管の布設替事業をはじめ耐震化整備事業、さらに簡易水道整備事業などに係る経費を計上するとともに、市民生活に欠くことのできない水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業会計予算についてであります。

市民の健康で快適な生活環境の向上に向け、事業の効率化を図るとともに、中長期的な経営戦略の下、施設の維持管理や適切な経営を図るための予算を編成した次第であります。

予算の概要については、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第二号 専決処分の報告について（五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正）につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第三号 専決処分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び五條市子ども・子育て会議条例の一部改正）につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第四号 専決処分の報告について（和解）につきましては、五條市保健福祉センター駐車場内に設置していたプレハブ物置の外壁・ドアが損傷した物損事故に関する和解について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第五号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、エコ・リレーセンターごじよう作業棟内での物損事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、議第三号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う関係

条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 五條市個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、校医師及び校歯科医師の報酬を改正し、家庭相談員、国民健康保険税徴収嘱託員及び介護保険料徴収嘱託員を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、五條市学校適正化基本計画に基づく五條市立学校の統合に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 市立五條文化博物館条例の一部改正につきましては、博物館法の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 五條市ふれあい交流センター条例の一部改正につきましては、五條市ふれあい交流センターの浴場を利用する者の使用料の納付及び減免について明記するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市消防団条例の一部改正につきましては、条例で定める定数と現状の団員数が乖離しており、定数を変更する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、消防庁により消防団員の報酬の基準が示されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市西吉野交流促進センター条例の廃止につきましては、公共施設のあり方検討委員会の報告を受け、五條市西吉野交流促進センターの廃止を決定したため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十六号 五條市大塔天辻館条例の廃止につきましては、公共施設のあり方検討委員会の報告を受け、五條市大塔天辻館の廃止を決定したため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十七号 五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定につきましては、森林法に関する事務の管理及び執行を奈良県に委託するに当たり、本規約を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第十八号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議につきましては、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置するに当たり、関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第十九号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ三億七千百十二万六千円を追加し、総額百九十八億三千五十五万五千円とする予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

主な内容といたしましては、人事異動等による人件費の補正等を追加するものであり、財源につきましては、前年度繰越金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ百十七万三千円を追加し、予算総額を四十二億七千九百十七万一千円とする予算の補正であります。

内容といたしましては、人事異動等による人件費の補正を追加するものであり、財源につきましては、繰入金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十一号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ百二十六万五千円を追加し、予算総額を五億五千八百九十六万五千円とする予算の補正であります。

内容といたしましては、人事異動等による人件費の補正を追加するものであり、財源につきましては、繰入金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第二号）議定につきましては、収益的収入及び支出予算にそれぞれ二千三百四十五万円を追加する予算の補正であります。

内容といたしましては、令和三年度赤字決算により、令和四年度期末において資金不足が生じるため補助金を追加するものであり、財源につきましては、一般会計からの補助金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十三号 令和五年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額百七十八億五千万円で、前年度比三億二千万円の減額となつております。

次に、議第二十四号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億四百四十万円で、前年度比百二十万円の増額となつております。

次に、議第二十五号 令和五年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百三十万円で、前年度比二十万円の減額となつております。

次に、議第二十六号 令和五年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億二千三百三十万円で、前年度比九千百万円の減額となつております。

次に、議第二十七号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億二千三百三十万円で、前年度比百三十万円の減額となつております。

次に、議第二十八号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百三十万円で、前年度と同額となつております。

次に、議第二十九号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額五百七百万円で、前年度比七十万円の減額となつております。

次に、議第三十号 令和五年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益十一億七千六百一万二千円に対し、水道事業費用十二億五千六百四十三万一千円を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入九億一千二百四万九千円に対し、資本的支出十四億二千百七十八万一千円であります。

なお、資本的収支不足額五億九百七十三万二千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、議第三十一号 令和五年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益七億五千九百十一万五千円に対し、下水道事業費用七億五千五十五万二千円を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入三億四千五百五十万六千円に対し、資本的支出六億五千九百五十九万七千円であります。なお、資本的収支不足額三億一千四百八万一千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第一号 五條市教育委員会教育長の任命につきましては、堀内伸起教育長が、令和五年三月三十一日をもつて辞職するため、その後任の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることがあります。山脇 豊委員の任期が令和五年六月三十日をもつて満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

議員各位にはよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第四、監査報告を求めます。竹田代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦） ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、令和四年度監査結果の報告を申し上げます。

別冊の令和四年度定期監査及び財政援助団体等監査結果報告書を御覧ください。  
初めに、定期監査の結果から報告申し上げます。

一ページを御覧ください。

「第一 定期監査」、「一 監査の種類」、「二 監査対象」、「三 監査期間」をそれぞれ記載しております。

次に、「四 監査の方法」につきましては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日、歳入歳出予算執行に関する分は、令和四年四月一

日から令和四年九月三十日までを監査の範囲として資料の提出を求め実施いたしております。

なお、監査の実施及び結果報告に当たっては、五條市監査基準に準拠して行つております。

続いて、二ページを御覧ください。

「五 監査の結果」、（二）指摘事項等の件数につきましては、部局別にその件数を一覧表にしております。  
続いて、三ページを御覧ください。

（三）監査結果につきましては、監査した財務に関する事務の執行等について、監査した限りにおいては、次に掲げる「指摘事項」及び「委員意見」を除き、おおむね適正に行われておりました。

次に、四ページを御覧ください。

指摘事項のうち、複数の部局において見受けられた共通事項の内容を記載しております。

なお、詳細については、後刻御清覧をお願いいたすこととして、項目のみ報告申し上げます。

（二）調定の会計管理者への通知について。

（二）契約について、①契約書の不備について。②添付書類等の不備について。  
続いて五ページを御覧ください。

③執行伺等の不備について。

（三）領収証の交付について。以上が共通事項になります。

続いて、六ページから九ページにつきましては、部局ごとの個別事項を記載しております。後刻御清覧をお願いいたします。  
次に、十ページの「むすび」を御覧ください。

本市の事務処理の適正化等に対する取組については、組織機構の編成による所管部署の強化や事務処理制度の厳格化など、評価されるものだと考えております。しかし、各部署や各担当職員の意識には幾らかの格差があり、日常の事務処理に当たつて独自の判断や安易な前例踏襲が見受けられるため、再度、根拠となる法令、要綱及びマニュアル等を確認し、不明な点は制度所管課に確認するなど適正な事務処理を心がけていただきたい。

特に、会計事務及び物品購入等における入札・契約事務に関する規定等においては、一部改正や新たな規定が加わるなど、細部にわたる見

直しが行われ、内容がさらに補完されたものとなつてはいるので、事務を行う際には常に最新の内容を確認することに留意されたい。

また、研修環境やサポート体制をさらに充実させるとともに、所属課内でのチェック体制を確立させることにより、事務処理における誤りを是正されたい。

今回の定期監査においては、前年に引き続き契約事務の基本的事項に誤りが多く見られた。これらは慎重な事務処理やチェック体制の確立によつて解消できるものであることから、規則等を再確認するとともにケアレスミスをなくし、事務処理を正確に執行していただきたい。

また、幾つかの部署で支払いの遅延が見られた。これは職員の気持ちの緩みや所属課のリスク管理不足であり、所管部署からの通達にもあるように、大きな問題と捉え二度と起こさないよう対処されたい。

次に、十一ページを御覧ください。

「第二 財政援助団体等監査」の結果につきまして報告申し上げます。

「一 監査対象」につきましては、（一）市立五條文化博物館の指定管理者である積小舎における令和三年度指定管理業務。（二）当該業務を所管する教育委員会事務局文化財課における指定管理者の指導監督等に係る業務。

「三 監査の方法」につきましては、五條市監査基準に準拠して行つております。

次に、十二ページを御覧ください。

「五 監査の結果」につきましては、市立五條文化博物館の管理に係る出納その他の事務の執行等について監査した結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、事務処理等の一部について見られた是正または改善を要する事項並びに意見・要望等は次のとおりであります。後刻御清覧をお願いいたします。

次に、「むすび」の最後の行を御覧ください。

今後は、今回の監査内容を踏まえて、市と指定管理者の両者が連携を強化し、事業等の改善をさらに進め、さらなる市民サービスの向上に寄与されることを期待しております。

以上で、監査結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）監査報告が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四号 五條市個人情報保護条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平己市長公室長。

〔市長公室長 平己富長登壇〕

○市長公室長（平己富長）ただいま上程頂きました議第四号、五條市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十六ページを御覧願います。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和五年四月一日から施行されることに伴う規定の整理を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

五條市個人情報保護条例の一部改正について（概要）と記載されたA3の資料を御覧ください。

まず第一、改正理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、二、改正法の内容でございますが、地方公共団体ごとの個人情報保護制度に係る運用の不統一及び不整合を解消するため、法律で全國的な共通ルールを定めるものでございます。右側の個人情報保護制度の法体系（イメージ）の図も併せて御覧ください。

次に、第三、条例改正の主な内容でございますが、一点目として個人情報の定義等の改正法と重複する規定等の削除、二点目として改正法で条例に規定することが認められている事項を現行の条例と同様の運用を行うことなどを目的として追加することなどがございます。

なお、個人情報の保護制度の運用状況の公表に関する規定などは、改正法の趣旨に反しない規定であることから、文言の整理等を行い、これまでどおり存続することとしております。

次に、第四、現行条例による取扱いと改正法及び改正条例による取扱いの主な相違点でございますが、図にございますとおり、個人情報と

して取扱う範囲の拡大、個人情報を漏えい等した場合の国への報告の義務化、個人情報の開示請求を行える者の範囲の拡大等がございます。

詳細につきましては、後刻御清覧頂きますようお願いします。

それでは、改正条例の具体的な内容について御説明申し上げます。

議案書の四十七ページを御覧願います。

初めに、改正条例の本則でございますが、まず、目次におきまして条文を削ることに伴う文言の整理を行っております。

次に、第一条では改正法の引用及び「五條市個人情報保護審議会」の設置に関する規定を追加するなど、条例の目的規定を改めております。

次に、用語の定義を定めた第二条では、「個人情報」の定義など、法律と重複することとなる規定を削り、改正法の適用対象から除外される「議会」の文言を削るなどの整理を行っております。

次に、実施機関等、市民及び事業者の責務を定めた第三条、第四条及び第五条では、法律と重複する規定を削り、改正法を引用する規定を加えるなどの整理を行っております。

四十八ページ上段から中段までをお願いします。

次に、第六条は、個人情報取扱事務の届出に係る規定を、個人情報ファイル簿等の作成及び公表に係る規定に改めるものでございます。

次に、第七条から第十条までにつきましては、個人情報の収集、利用、提供等の法律と重複する規定を削るものでございます。

次に、四十八ページ中段から五十ページ中段までにかけまして、個人情報の開示請求等を規定した第三章については、改正法の規定を引用する形に改め、個人情報の開示請求に係る手数料を無料とする規定、個人情報の訂正請求等を行える者の範囲を現行と同じとなるよう改正法よりも拡大する規定等を加え、審査請求に係る規定の整理を行っております。

五十ページ中段から下段までをお願いします。

次に、五條市個人情報保護審議会について定めている第二十六条について、その組織及び運営に関し必要な事項は市長が定める旨の規定を加えるなどの整理を行い、第十二条に繰り上げております。

次に、第二十七条を第十三条に繰り上げております。

次に、個人情報保護制度の運用状況の公表について定めている第二十八条について、改正法を引用する規定を加え、第十四条に繰り上げております。

次に、第二十九条につきましては、法律と重複する規定を削る等の整理を行つております。

次に、委任について定めた第三十条につきまして、法を引用する規定を加え、第十五条に繰り上げております。

五十一ページをお願いいたします。

次に、個人情報の取扱いに関する罰則は、改正法で規定されることから、罰則を定めた第六章を削るものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則でございます。

まず、附則第一条では、施行期日を令和五年四月一日と定めております。

次に、附則第二条では、経過措置を規定しております。

次に、附則第三条では、五條市立中央公民館条例ほか十八本の条例について、「五條市個人情報保護条例」の引用を「個人情報の保護に関する法律及び五條市個人情報保護条例」の引用に一括して改めるものでございます。

附則は以上でございます。

以上で、議第四号、五條市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）上程されております五條市個人情報保護条例議案の一つの質問ですけれども、国会の質疑では都道府県、市町村の自治体の条例の制定については国の個人情報保護委員会から示されるガイドラインに基づいて各自治体で条例を制定するとなつておりますけれども、この議案も国のガイドラインに基づき作成されたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

質問事項を全部通告しておきます。

もう一つは、国会での質疑では都道府県と政令市は、いわゆる匿名加工情報制度、もう一つは情報連携を義務付けられております。都道府県と政令市はね。この条例の中には、その匿名加工情報制度と情報連携制度は入っているのかどうか、その辺を質問したいというふうに思います。

まずそれだけお願ひします。

○議長（吉田雅範）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一点目でございますけれども、国のガイドラインに基づき作成されているのかという御質問でございましたが、議員お述べのとおりガイドラインに基づき改正をするものでございます。

それから二点目でございますけれども、匿名加工情報につきましても、取扱い部分が条例に入っているのかという御質問かと存じますが、まず議員お述べのとおり、都道府県あるいは政令指定都市につきましては匿名加工情報の作成をする義務というものがございます。それ以外の市町村につきましては任意となつておりますので、作成の義務はございません。それで、その部分につきましては、条例ではなしに法律に基づいて運用をされることとなつておりますので、条例では明記をしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁にありましたけれども、この条例の中には匿名加工情報制度、情報連携を行うとはなつておらないけれども、法律を適用できると、法律の中にはこれを行わせるということになつておるわけでありますから、やはり執行に当たつては細心の注意を払われるなどを強く申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第一号　五條市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

五條市議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

令和五年三月一日提出

提出者　五條市議会運営委員会　委員長　窪　佳秀

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。六番議会運営委員会窪　佳秀委員長。

〔議会運営委員長　窪　佳秀登壇〕

○議会運営委員長（窪　佳秀）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま上程されました発議第一号、五條市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和四年度末に本市の個人情報保護条例等が改正されることにより、市条例において「行政機関等」から議会を除くこととされることから、本市議会の個人情報保護に関し必要な事項を定めようとするものであります。

具体的には、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを規定するものであります。

また附則で、条例の施行を、令和五年四月一日としております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、提案されました五條市議会の個人情報の保護に関する条例議案に対する質問を行います。

まず最初に、質問事項を一括して通知いたします。

議案の提案にもありましたように、国で制定された新しい法律の中には地方議会を新制度の対象としておりません。しかし、国は自治体に対しほどんどの団体が条例対象にしてきた現状から、引き続き議会も条例を設け共通ルールに沿った自立的な措置を講じることが望まれるという、こういう指導をしているわけでありますけれども、この指導に基づいて各都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会はこの考えを受けて改定法の規定に準じた議会の個人情報保護条例を作り今回提案されているというふうに思いますが、この提案された条例は国会の質疑では自治体の条例の制定については国の個人情報保護委員会から示されたガイドラインに基づき各自治体で条例を制定するとなつておりますけれども、この議案も国のガイドラインに基づき作成されているのかどうか、その点が一つ。

もう一点は、提案されております議案の二ページ、一番下段の人、「この条例において『匿名加工情報』とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようとしたものをいう。」というのがあります。

めくついていただきまして、議案書の七ページ、この真ん中の十六条ですね、この中には匿名加工情報の取扱いに係る義務ということがありまして、第十六条「議会は匿名加工情報を取扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。」というふうにありますけれども、これは法律のよう匿名加工情報制度と情報連携ができる条例になつておるのではないでしようかね。その辺を質問いたします。はい、よろしく。

○議長（吉田雅範）議会運営委員会窪 佳秀委員長。

○議会運営委員長（窪 佳秀）十二番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず一点目の、国のガイドラインに基づき作成されているかというような質問でございますけれども、先ほど大谷議員が述べられた認識をされているとおりでございます。再度繰り返しますと、この条例は国の情報保護委員会及び総務省の助言、そして協力を得て全国市議会議長会が作成した条例に従つたものであるとの説明を受けておるところでございます。

次に二つ目の質問の中で、匿名加工制度と情報連携の件でございますけれども、これも全国市議会議長会からは匿名加工情報を議会が作出することは想定し難いが、受け取ることは想定されるため、第十六条の匿名加工情報の取扱いに係る義務に関する規定を設けたものであると

説明を受けております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁にもありましたように、この条例の中にも、匿名加工情報制度、情報連携制度の関連で条例に入っているということです。ざいますので、私としては反対討論をさせていただきますので、議長、取扱いのほうをどうかよろしくお願ひします。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告があるので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは、議長の発言許可を頂きまして、五條市議会の個人情報の保護に関する条例議案に対する反対討論を行います。

御存じのように、この根拠となる国の改正法には、デジタル関連法に基づいて改正されておりますけれども、関連法は六つの法案から成り立っております。その一つはデジタル社会形成基本法案、二つ目はデジタル庁設置法案、三つ目はデジタル社会形成整備法案、四つ目は公的給付支給預金預貯金口座登録法案、五つ目が預貯金口座マイナンバー管理法案、六つ目は自治体情報システム標準化法案、この六つの関連法案を下に国の法律は制定されたわけでありますけれども、その目的は、行政が個人情報を集積する、いわゆるもう既にたくさんの個人情報を都道府県も市町村も掌握しておるわけですけれども、そのデータを企業等に開放して利活用しやすい仕組みにするというのが大きな目的の一つとなっております。それを行うためには、いろいろ散らばっております法律を一つの法律によって共通のルールを作るという内容になっています。その共通のルールのその内容は、いわゆる匿名加工情報制度、オープンデータ化ですね、情報連携、オンライン結合ですね、これを行うということになつております。

匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないよう加工し当該個人情報を復元できないようにした情報のことです。だから、加工されたことで個人情報とは、もう扱いにはならないわけです。そのため本人の同意を得ずに第三者に提供、特定外利用が可能というのが法律の内容になつてきています。

そしたら、匿名加工しても情報が漏えいしないのかということになるわけですけれども、それらはやはり法律の中でも質疑の中でも認めて

おりますように、匿名加工情報をしてあるといつても他の情報と組み合わせれば判別される可能性があるということあります。もうこの匿名加工情報制度は今が初めてではありません、二〇一七年度にも非識別加工情報制度が法律によってスタートしておりますけれども、こういう過去の法律の下でも漏えい事件が発生しているわけであります。

その幾つかを申し上げますと、NHKの委託先法人から契約者情報が詐欺グループに漏えいした、そういう例もあるということですね。もう一つは、二〇一九年リクルートキャリア社が学生向け就職情報サイト、リクナビですね、を利用する学生の閲覧履歴等をAI、人工知能で分析し、内定を辞退する可能性を五段階のスコアにして採用企業に販売していたという事件も発覚しております。また、アマゾンではAIを用いた人事採用システムが過去の傾向等から女性求職者に不利な評価を行うといった差別も発覚しているということが国会でも明らかにされています。これ以外にも皆さんも御存じのように、サイバー攻撃が過去、現在においても大変多く発生しております。昨年度は奈良県においては市民生活協同組合ならコーポがサイバー攻撃を受けて長い間大変混乱しました。また、大阪のある病院もサイバー攻撃を受けておりまです。このように法律では匿名加工すれば外部に提供できるとなつておりますけれども、こういう漏えい事件を考えるならば、やはりこの法律には大変な問題があります。それに準じた内容が今回の五條市議会の個人情報の保護法に関する条例議案には入っていると私は判断するものであります。

御存じのように、デジタル技術は安全な方法で国民、市民の利便性に役立つというところに使われるべきであって、こういう個人の情報が識別できるようなこういうやり方で、第三者、企業等に利活用できるそういう法律については、やはりこれは大変問題があると思います。それに準じて今回の議会の議案については大変問題が予測される議案でありますので、私いたしましては、以上の理由をもつて反対する次第でございます。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立多数であります。

よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二日から七日まで休会とし、次回八日午前十時に再開して一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日二日の午後五時までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午後三時三分散会